

All Peninsula Reporter™

Patent & Trademark Issues in Korea



Kims and Lees
世韓國際特許法律事務所

News letter 第06-2号
(August, 2006)

8th Fl., Dongduk Bldg., 151-8 Kwanhoon-dong, Jongro-gu, Seoul
110-300, Korea TEL: +82 2 733 9991 / FAX: +82 2 733 6351
Website: www.kimsandlees.com/e-mail: eybkim@chol.com

In This Issue

- ▶ 実用新案審査制度の再導入、その施行が切迫する
- ▶ 発明振興法改正 (06.03.03) による職務発明制度の施行 (06.09.04)
- ▶ 商標法改正案の確定
- ▶ 韓・米FTA協商再開: 「新薬特許期間」が主たる争点化へ
- ▶ 超低価TFT LCD技術特許の増加傾向
- ▶ 無線デジタルコンテンツ著作権と関連し、外国人が韓国国内での特許出願を主導
- ▶ IT企業の特許登録が全体の30%を超える
- ▶ 遠隔PCサービス「BM特許」紛争事例
- ▶ B型肝炎・ジフテリアなどの組合ワクチンに対する特許無効事件
- ▶ 韓国特許庁、消滅特許情報をオン・オフラインを通じて公開
- ▶ 「.com」または「.net」と関連した紛争を韓国国内で解決可能に
- ▶ 商標名もスリム化時代へ
- ▶ ニセモノ製品の申告に最高1,000万ウォンの褒賞金

実用新案審査制度の再導入、その施行が切迫する

審査滞積を補う為、一時的に導入された実用新案の無審査先登録制度が廃止される。審査滞積がある程度解消され、二重出願と無審査先登録制度の問題点が浮上するにつれ、実用新案の無審査先登録制度が廃止され、審査後登録制度が再び導入されて2006年10月1日から施行される。特許出願時のように審査請求制度を導入することによって実用新案の出願後、3年以内に審査請求を行わないと実用新案の出願は取り消しとみなされる。

更に、特許と実用新案の二重出願制度も廃止され、特許と実用新案の間の出願変更制度が再び導入されて2006年10月1日から施行される。

発明振興法改正 (06.03.03) による職務発明制度の施行 (06.09.04)

2006年3月3日付で改正された発明振興法による新しい職務発明制度が今年9月4日から施行される予定である。

改正された発明振興法によると、従業員が職務発明を完成した場合にはその事実を使用者に書面で通知しなくばならず、従業員から職務発明の完成事実を通知された使用者は発明振興法施行令が定めた

期間（4ヶ月）内にその承継可否を書面にて通知することとなる。使用者が職務発明に関する権利の承継意思を書面で通知した時点を権利承継時点として明文化かする、一方、使用者が発明振興法施行令が定めた期間内に承継可否を通知しない場合は、その発明に対する権利の承継を放棄したこととみなすようになっている。

今回、改正された発明振興法によって権利承継始点を巡る使用者と従業員との余計な紛争を事前に遮断し、職務発明に対する権利の所有関係を素早く確定し、使用者が職務発明に対する権利を承継した後には出願の可否の決定を使用者の経営的な判断に任せられるようになった。

韓・米 FTA 協商再開：「新薬特許期間」が主たる争点化へ

韓・米自由貿易協定（FTA）2次協議を釣合のとれない状態に導いた医薬品・医療機器の分科協議が8月21、22日にかけてシンガポールで再開された。

韓国の「健康保険医薬品の選別登載方式（Positive list system）」に反発し2次協議のテーブルから一方的に離れた米国は今回、この方式を電撃的に受け入れ、その詳細案を協議する為、テーブルに戻った。今回の協議で米国は選別登載方式によって自国の医薬業界が不利益を受けることがありうる分、韓国側にその補完対策の樹立を強く要求している。

現在も新薬関連特許権は市販前に食品医薬品安全庁などの認証か許可を得るのに所要された期間だけは、5年以内の範囲内でその存続期間を許容している。それにもかかわらず、また審査に所要された期間を追加することになると、一部の医薬関連特許権の存続期間を甚だしく25年ないし30年まで延長されることができ、その波長が予想される。

米国側の要求事項は△新薬特許期間の延長△オリジナル医薬品の臨床試験材料の独占権△複製品薬のオリジナル薬への特許侵害可否の事前検討△薬代に対する独立的な異議申込機関の設置などとなる見込みだ。米国側の圧力がもっとも大きいと予想される事項は親薬の特許期間の延長問題だ。新薬の特許期間は特許出願日より20年である。米国は特許出願後の審査期間を特許認定期間から外すことを主張している。新薬検査は数年かかるのが一般的であり、審査期間を外すことになると相当な特許延長効果が予想される。

米国側は又、国内製薬会社が複製品薬の製造・販売を申込み時には元の開発者の資料を引用したり、使用したりすることができないよう、資料独占権を要求している。これも同じくジェネリック（generic）市販の抑制要因として作用しうる。最初のジェネリック医薬品製造社を相手にオリジナル製薬社が訴訟を起したら特許が自動的に30ヶ月が延長される米国の制度を国内でも適用できるよう、要求すると見込まれる。となると国内製薬会社のジェネリック医薬品の開発は少なくとも2～3年は遅れる可能性がある。と製薬会社からは心配している。

超低価 TFT LCD 技術特許の増加傾向

超低価薄膜トランジスタの液晶表示装置（TFT LCD）技術と関連した特許出願が増加傾向をみせている。超低価TFT LCD開発関連特許は、1991年3件から始め、今年の上半期まで総730件が出願され、年平均32.5%の増加率を記録している。年度別には2000年66件、2002年88件、2004年116件など毎年増えつつある。

特に1996年から韓国人出願が外国人出願を上回り始め、全体出願のうち、韓国人出願が428件で全体の58.6%を占めた。

企業別にみると、2004年累積出願件数を基にし、LGフィリップスLCDが109件でもっとも多く、キャノン43件、セイコエプソン40件、LG電子33件の順となった。

超低価TFT LCD技術は現在30インチを基にしてインチ当たり50～60ドルである製品価格を迎える2010年までにはインチ当たり15ドルまで引き下げる為の技術として工程がたやすく、材料消耗がすくない為、生産単価を画的に引き下げることができる次世代インクゼット工法が代表技術として評価を受けている。

業界では超低価技術開発以外にも最近諸国の企業によるLCDの値下げ及びプラズマディスプレイパネル（PDP）の値下げに対応する為、カラーフィルターの自体生産比率を高めるなど、自体生産性の向上を通じて製造原価を引き下げる努力も並行していることと分析された。

2006年8月8日、韓国特許庁では上記のように発表したが、韓国特許庁の関係者は“業界の超低価技術開発及び自体生産性の向上への努力によって消費者は良質のTFT LCD製品をより安い価額で購入できる見込みだ”と述べた。

無線デジタルコンテンツ著作権と関連し、外国人が韓国内での特許出願を主導

外国人が韓国内で「無線デジタルコンテンツ著作権保護の為の特許出願」を主導しているのが明らかになった。

韓国内では2000年から2005年までの6年間で無線デジタルコンテンツ著作権保護と関連した特許出願数が366件で、そのうち外国人による出願件数が266件で62%を占めた。特に2005年から韓国人及び全体の特許出願数が減ったのと裏腹に、外国人による出願は2000年12件、2001年22件、2003年37件、2005年69件と増えつつある。（韓国特許庁2006.8.13発表）

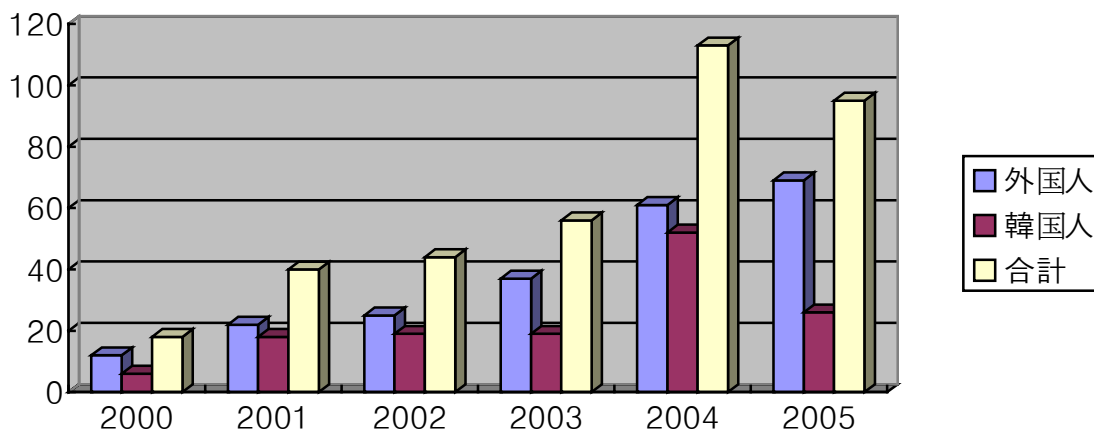
韓国特許庁の発表によると、外国人は主に△安全な著作物の伝達の為の著作権管理技術△不法複製物の探索・検索のためのエンジン△不法複製・使用を防ぐための複製防止技術△製作権情報を抽出・探索し、それを証拠として提出するウォーターマーク技術を出願した。

一方、韓国特許庁の関係者は“韓・米自由貿易協定（FTA）の協議などで複製権が認め、或いは、著作物に対する接近の統制が受け入ることになると、一部の私的な複製を認めている韓国としては大きな打撃を受ける可能性がある”と言い、“韓国内企業の積極的な無線端末機用コンテンツ著作権の保護・流通に対する技術開発および標準化作業の時が迫ってきた”と述べた。

【無線デジタルコンテンツ著作権保護の為の特許出願現況】 (単位：件)

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
外国人	12	22	25	37	61	69
韓国人	6	18	19	19	52	26
合計	18	40	44	56	113	95

抜粋：韓国特許庁



IT 企業の特許登録が全体の 30% を超える

今年 1 分期の韓国内の情報技術 (IT) 企業の特許登録件数が史上初めに全体の特許登録件数の 30% を上回った。三星電子の特許登録がもっとも多く、不動の 1 位を守ったなかLG電子・三星SDI・Dongbu Electronicsが後を追う。

2006年8月10日付けで韓国情報通信部が発表した「IT企業の特許及び実用新案の登録現況統計」によると、今年 1 分期の韓国IT企業の特許登録件数は 7、926 件で、全体の特許登録件数の 26、227 件の 30.2% を占めた。

IT企業の特許登録件数が 30% を上回ったのは今回が初めてであり、去年には 73、509 件のうち、IT企業が 21、189 件を占め、全体登録件数の 28.8% を記録した。

韓国情報通信部はこれに対して、知的財産権の重要性が日々増加し、特許権利を獲得する為の競争が激しくなりつつにづれ、IT企業の特許登録件数が全体の 30% を上回ったと説明した。

業界別にみると、情報通信機器の製造業が 7、403 件で全体の 93.4% を占め、情報通信サービス業が 347 件で 4.4%、ソフトウェア分野は 176 件で 2.2% を記録した。

企業の規模別にみると大手企業が 6、824 件で全体の 86.1% を、中小企業が 1、102 件で 13.9% を占めた。

今年 1 分期に特許をもっとも多く登録したIT企業は三星電子で 2、415 件を、2 位はLG電子で 1855 件、3 位は三星SDIで 536 件、4 位はDongbu Electronicsで 465 件を記録した。2 分期には三星電子とLG電子、三星SDIの順位はそのまま 4 位にハイニックス半導体が上がった。

政府出捐機関のうち、韓国電子通信研究院 (ETRI) が 1 分期 408 件で 1 位を、浦港産業科学研究院が 133 件で 2 位、韓国科学技術院 (KAIST) が 90 件でその後を追う。

(그래프에 넣을 일본어 타이틀)

2006년 1분기 IT 기업 특허등록현황(업종별)

2006년 1분기 IT 기업 특허등록현황(業種別)

2006년 1분기 IT 기업 특허등록현황(기업규모별)

遠隔PCサービス‘BM特許’紛争事例

時間と場所に制約される専門要員の出動ASに比べ、遠隔PC ASはいつ、どこでも手頃の値段でPCを直し、ウィンドウズ復旧ソリューション・アンチウィルスなど各種のソフトウェアを別途に設置するなどの手間がかからないため、消費者から好評を得ている。遠隔PC復旧サービスにはセンカク（メディコムサービスmedicom service）、サイバー救助隊119、Dearbiz（ハイコム）などPC AS専門業者が激しく競っており、業者ごとに年末まで最大10万人以上のAS会員顧客を確保することができるとの見込みである。

このように、専門サービス要員が行かなくてもASを受けられるPC遠隔復旧市場が拡大するなかこれを巡るビジネスモデル（BM）特許の戦争に火花が散っている。PC復旧業者がBM特許の出願を根拠に競争社を相手に内容証明を送り、内容証明を受け取った業者は再び別のBM特許を出願するなどの特許争いが繰り返されている。

〔事例〕

Dearbiz社は最近PC復旧に関するBM特許を出願し、競争社であるセンカク社を相手に事業中止を要請する内容証明を送った。Dearbiz社は‘ハイコム’というブランドでPC ASを提供している会社だが、Dearbiz社側は“今回、出願した特許の主な内容はPC復旧に関する後払い制”であり、これをセンカク社が侵害したと主張した。（韓国特許法は出願中の発明に関しても侵害から保護しており、出願人が出願公開された発明を事業として繋ぎ実施した者に書面を通じて特許出願された発明であることを警告した上、その警告を受けた時、または出願公開された発明であることが分かった時から特許権の設定登録までの期間の間の実施に対して補償金支給を請求することができるようにしている）

これに対してセンカク社は“PC遠隔復旧サービスは既に様々な企業が構築した先行技術であるため、BM特許として認め辛い”と反論している。

一方、センカク社はかえって自体保有の留守番電話（ARS）を通じた遠隔PC ASに関するBM特許（認証番号を通じたパソコン復旧に関する特許）を出願するなどに対抗した。この会社は‘メディコム’というブランドを通してこのサービスを提供しているが他の復旧サービスと違ってARSを通じた電話決済ができるというのが特徴である。コールセンターに電話をかけ、使用者認証キーを受け取ってPCに入力すれば事前に備えておいた復旧ソリューションが自動的に駆動されてPCが復旧されるというのがセンカク社側の説明である。

一方、業界の関係者は“既に遠隔PCサービスという概念はあったが、遠隔でPCをコントロールし難い技術的限界があった”と言い、“これを解消した復旧技術が表れる状況でBM特許戦争を争ったら市場がかえって萎縮する恐れがある”と過熱競争を心配した。

B型肝炎・ジフテリアなどの組合ワクチンに対する特許無効事件

一回だけの接種でB型肝炎、ジフテリア、破傷風、百日咳を予防する組合ワクチンである「HB-DTPワクチン」特許（韓国特許第287083号、PCT/EP1993/01276号、COMBINED VACCINES COMPRISING HEPATITIS B SURFACE ANTIGEN AND OTHER ANTIGENS）に対し、無効の判決が下された。

韓国特許法院は2006年6月8日、ベルギー国籍の製薬会社であるGlaxoSmithKline Biologicals s.a.（以下、GlaxoSmithKline）が自社のHB-DTPワクチンに対する特許が無効であるという特許審判院の

決定の取消を求める請求を棄却し、原告敗訴の判決を下した（2005HEO 49）。

この判決の前に韓国国籍の緑十字ワクチン（株）と米国国籍のCHIRON CORPORATIONとはGlaxoSmith Klineを相手にHB-DTPワクチン特許に対する無効審判を提起し、特許審判院はこの審判請求を受け取った。

訴訟に被告として参与した緑十字ワクチン（株）とCHIRON CORPORATION側の代理人は「世界保健機構（WHO）は1992年からHB-DTPワクチンの低開発国家への普及に力を尽くしてきたが、GlaxoSmithKlineの特許によりワクチンの供給に困って来た。よって、WHOおよび国際連合児童基金（UNICEF）等は人道主義的な立場から今度の判決を喜んでいる」と伝えた。

しかし、特許法院の判決に対し、特許権者であるGlaxoSmithKlineは大法院に訴えを提起した状態であるため（2006HU 1957）、特許権の無効可否についての最終結論は大法院の判断に委ねている。一方、今度の国内判決に先立って去る2月ヨーロッパ特許庁の抗告審判院もGlaxoSmithKlineのHB-DTPワクチンに対する登録取消決定を下したことがある。

韓国特許庁、消滅特許情報をオン・オフラインを通じて公開

韓国特許庁が消滅した特許技術の事業化の為に電気電子及び情報通信分野の消滅特許7630件をインターネットと言論を通じて公開する。今回に公開される消滅特許情報は今年の上半期に特許権者の独占権利が消えた特許および実用新案である。

韓国特許はホームページ（<http://www.kipo.go.kr>）に消滅の特許情報ページを開設し、特許ごとにキーワード・技術分類および期間別検索ができるようにした。

更に、特許の技術内容を一目瞭然と分かるように整理し、消滅特許に関心のある個人や企業が事業化への活用可能性を探ることができるよう、十分な情報を提供する予定である。

これと共に、消滅特許の情報リストと技術的価値があると判断される△自動販売機△ディスク自動交換装置△遠隔操作直流モータ駆動回路△単位面積当りの出力を改善した太陽電池の主な4件の消滅特許に対しては集中的に広報する方針である。

韓国特許庁の電気電子審査本部長は“適才適所に消滅特許の情報が提供できるようになると技術開発の加速化はもちろんのこと、国内産業の国際競争力向上にも役に立つと思う”と述べた。

消滅特許は期間満了、特許権の放棄、相続人の不在などの理由で韓国特許法第94条による特許権者の独占排他的権利が消えた特許であるが権利が消滅されたとしてもその特許の情報自体は活用可否によって事業化へと繋がる可能性があるため、企業によって最近、脚光を浴びている。

商標法改正案の確定

韓国特許庁は2006年6月商標法の改正案を確定した。確定案は国務会議と国会を経て今年末ごろに公布される予定であり、来年7月から施行される予定である。

主な改正内容

1. 権利保護対象の拡大：ホログラム商標、動作商標、色彩のみで構成された商標などの視覚的に認識可能な非典型的な商標も商標法の保護対象に含まれる。
2. 模倣商標の登録遮断のための模倣の対象となる商標（模倣対象商標）の周知性の立証要件の緩

和および先使用に伴う法定通常使用権制度の導入：現行法では模倣商標の登録を拒絶させたり、無効させたりするためには模倣対象商標が“国内・外で特定人の標章として顕著に認識されている商標”でないといけなかったが、改正法案では“特定人の標章として国内・外で認識されている商標”とその周知性の立証要件を緩和し、登録防止をしやすくする。更に、模倣対象商標の所有者に先使用による法定通常使用権を認めることによって模倣商標登録より得られる期待利益を縮小させる。

3. 商標異議申込期間の延長：改正法によって異議申込期間を、公告後30日以内から公告後2ヶ月以内に変更することにより、異議申込制度の活性化を図る。

出願変更制度の認定範囲の拡大：商標、サービスマーク、団体標章の相互の変更出願を認定し、指定商品の追加登録出願及び商標権の存続期間延長登録出願を一般商標登録出願への変更も認める。

「.com」または「.net」と関連した紛争を韓国内で解決可能に

これからは「.com」または「.net」のドメインネームと関連した紛争が、WIPOがあるジュネーブではなく、韓国で解決できるようになった。IDRC (Internet Name Dispute Resolution Committee) は韓国内で発生した「.com」または「.net」に関する紛争を解決するため、年内にADNDRC (Asian Domain Name Dispute Resolution Center) とMOU (memorandum of understanding) を締結すると発表した。

これまでは、「.com」または「.net」と関連した紛争はWIPOかADNDRCのような国際紛争解決委員会を通じて解決されなければならなかった。これは紛争当事者の言語面の問題および訴提起の手續などで問題がでて困った来た。かかる理由で「.com」または「.net」と関連した紛争で韓国人が申込んだ紛争調停件数は年間6件に留まった。これは、国内で行われているkrドメイン紛争解決(年平均37件)に比べるとかなり少ない数値である。

上記IDRC及びADNDRCの間のMOUの締結をきっかけに韓国内で発生した「.com」または「.net」ドメインネームと関連した紛争の素早い解決への期待が高まる。

商標名もスリム化時代へ

最近、各種の商品がスリム化へと進んでいるなか商標名(ブランド)もスリム化へと変わっていく。

一般的に商標というのは自他商品を他と区別するのをその主な機能としているので、過去には“Samsung” “Hyundai” “Daewoo” などのように製造会社名を商標として利用したり “NIKE” “デェスップ(意味:bamboo forest)” “ノル(意味:deer)” “BLUE SIDE” を使用したりしたが最近では “INI” “EXR” “S&B” “KB” のような単純な英文字を3文字以内にした商標出願が増えている。

韓国特許庁によると、3つ以内の英文字商標名の商標出願は2003年4,249件、2004年4,384件、2005年4,901件、2006年4月末の現在1,887件で、毎年持続的な増加傾向をみせている。また、2000年以降の2つの英文字からなる商標の代表的商標出願をみると “CJ”、 “SK”、 “KT”、 “A6” などが多数を占めており、3つの英文字からなる商標出願は “LIG” “BNX” “RDA” などが多数を占めている。

このように3つ以内の英文字商標の出願が持続的に増加する理由は簡単な英文字は口に慣れやすく、記憶しやすいだけでなく、直観的なイメージを好む需要者の好みと合致し、ブランドの世界化を追求する企業戦略と絡み合っているためであり、この勢いはこれからも続く予想である。

但し、注意しなければならないのは2つ以内の英文字の場合には文字を図形化するなどの特別な顕著性を確保しない限り、商標登録が不可能になりうるので注意を払わなくてはならない。

ニセモノ製品の申告に最高1,000万ウォンの褒賞金

今年からニセモノ製品を申告した人に最高1,000万ウォンまでの褒賞金が与えられる。

いままで韓国特許庁ではニセモノ製品の根絶のために検察、警察および各市・都自治体と共同で取り締まりに当たって来たが韓国内のニセモノ製品の流通が途絶えず、その流通経路がますます組織化、知能化されており、一般人の情報提供を通じてニセモノ製品の流通を根本から遮断するために今年の元旦から申告褒賞金制度を施行することとなった。

韓国特許庁はニセモノ製品褒賞金制度の施行における主な目的は1) 組織化し運営されているニセモノ製品の製造および流通経路に対する体系的な情報収集によってニセモノ製品の流通を根本から遮断し2) ニセモノ製品に対する韓国国民の注意を喚起すると共に、外部からの情報提供などの協力を得て韓国特許庁の取り締まり手の限界を克服し3) 韓国政府におけるニセモノ製品の根絶努力を先進国など国際社会へ広報し、対外通商協議などの円満な進行に寄与するためであると発表した。

ニセモノ製品の製造業者、または流通業者を申告すると業者が取り扱ったニセモノ製品の総額によって最低10万ウォンから最高1,000万ウォンまで褒賞金が与えられ、正品価額を基にして300億ウォン以上のニセモノ製品を製造または流通した人を申告した場合には1,000万ウォンの褒賞金が与えられる。

ニセモノ製品の申告は韓国特許庁か、各検察庁（支庁）または警察庁（署）にてできるし、各機関のホームページでもできる。